



昭和40年3月1日印刷
昭和40年3月5日発行
奈良市民だより
(第81号)
発行所 奈良市役所
編集兼発行人
秘書課長 宮武一二三
印刷所 共同印刷工業株式会社

市税について

奈良市の財政総収入に市税は

その5割強を占めています

一般的に申しますと個人の家計の事情が家族の生活を大きく左右するように、市町村の財政事情が住民生活の福祉に大きくつながっています。それは国の財政状態が国民生活に重大な影響を及ぼすのと変わりはありません。

ゆとりのある財政状態のもとに、豊かな生活が楽しめるように、市町村の場から数多くの人々の理解と協力が必要であり、又励まし合い、戒め合うことが大切であります。

奈良市の財政を支えている一本の大きな柱が市税であります。その市税は市民の皆さんが負担しておられます。

ここに市税について皆様のご理解をいただき、ご協力をお願いするとともに、申告の時期も参っておりますのでそのあらましを説明することにいたしました。

住民税(市・県民税のことです)の意義について

住民税は、自分達が住んでいる県や、市町村の地域の政治を行なうために必要な経費を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという負担分任の性格をもつ税金であります。「住民のための政治は住民自身の手で」と云う地方自治のあり方にその意義をもつものと考えられます。課税の対象を所得においていることでは所得税と同じであるため、所得税の附随的な税とみられがちですが、住民税は前に申しました性格をもつ独立税であり、所得税は国の経常費をまかなう一方、所得の配分的な機能をもつものとされております。その性格の相異が住民税の均等割や或は両方の税の税率、控除額等の差異に現われているのであります。

すなわち本市に住んでおられる皆様は、市の政治を市民の手で行なうためその代表を選出し、市民の意思をもって都市計画事業、環境衛生事業、教育厚生事業等々、住民福祉や都市の近代化のための諸施策を行なっているのであります。

その施策を進める諸経費に充当するために市民の皆様から広く行きわたって負担を願っているのが住民税であります。

市税には色々の種類の税金がありますが、今般の地方税の目録の中では住民税は固定資産税と共に市の自主財源の中核を占めて、市税の代表的な税金であるといえるのであります。さて市民税は、本市に住所のある個人または市内に事務所、事業所等を有する法人等に対し課せられる税金でありまして、

1. 一律に同額の負担をする……「均等割」
所得の多少により税金の額が異なる……「所得割」
があり、この二つが市民税とよばれます。

ありまして、一般的に申しますと市町村の財政収入の大半を占めている財源であるところから、できるだけ市町村がその実態に応じて財政収入を確保し得るように住民税については弾力的な運用が税制上認められて

市町村名	課税方式	税率	税額	標準市町村の負担に対する倍率
標準市町村	本文方式	標準税率	2,630円	
A市	本文方式	超過課税	4,730円	1.8倍
B市	本文方式	超過課税	7,050円	2.7倍
C町	ただし書方式	超過課税	17,140円	6.5倍
D町	ただし書方式	超過課税	18,120円	6.9倍

いたのであります。しかしその反面納税義務者の立場になって見ますと、市町村を異にすることによって、その負担に不均衡があり、しかもその不均衡が甚だしいのでそれが大きく社会問題として取り上げられてきたのであります。

ここに従来までの市民税の課税のしくみを簡単に説明申し上げます。

1. 昭和39年度までは地方税法に規定されている二つの方式(本文方式とただし書方式と申します)のうちどちらを採用するかはその市町村の自由な選択にまかされていました。
2. 税率については標準税率というめやすが設けられていたにとどまり、各市町村において税率は自由に定めることができました。

ところが、このように自由に選択してもよいという制度のため、住んでいる市町村が異なることによる同一程度の所得者でありながらその税負担に極端な不均衡が生じた結果となったのであります。

しかも、現状は行政水準の向上、施設も良好で経済的に発達した都市の住民の税金の負担が比較的軽く(その多くは本文方式、標準税率を採用しています)逆に行政水準が低く施設の悪い後進地である農山漁業

の町村の住民の税金の負担が重く(そのほとんどがただし書方式、超過課税を採用しています)なっているという、はなはだ矛盾した状態を示していたのであります。

いまかりに夫婦と子供3人で年間収入額50万円の給与所得者の住民税についていくつかの市町村を比較してみますと下の表のようになります。このような矛盾した現状から税制

市町村名	課税方式	税率	税額	標準市町村の負担に対する倍率
標準市町村	本文方式	標準税率	2,630円	
A市	本文方式	超過課税	4,730円	1.8倍
B市	本文方式	超過課税	7,050円	2.7倍
C町	ただし書方式	超過課税	17,140円	6.5倍
D町	ただし書方式	超過課税	18,120円	6.9倍

調査会(税金のことを調査研究している政府の機関)は幾多の審議を行った結果、昭和38年12月、政府に対して「住んでいる市町村が異なるという理由だけで、住民の市町村民税の負担額がこのように著しい不均衡を生じていることは好ましくない。その市町村の財政や経済力に相異があるため多少の不均衡はやむをえないとしても、現在の不均衡はあまりにも大きすぎるから是正するような措置を講じるように。」という答申をいたしました。

そこで、政府は昭和39年度及び昭和40年度の2年間にこの問題を解決するような政策を講じたわけでありまして、それによりまして

1. 課税方式を本文方式に統一する。
2. 税率は標準税率を採用し、その1.5倍までは課税してもよいが、それ以上は認めない

ということになりました。

固定資産課税台帳は3月20日

まで見ていただきます

昭和40年度分の固定資産税の課税標準となる評価額を登録した固定資産課税台帳は3月20日まで関係者に見ていただいております。

時間 毎日午前9時から午後5時まで(ただし土曜日、及び日曜日は午前中)

場所 奈良市役所税務第二課
× × × ×

昭和40年度分の固定資産の評価額は、土地については地目の変換、家屋については改築、増

築及び損壊等があるものだけについて評価がえが行なわれますが、それらのもののほか異動がないと認められるものについては昭和39年度分の評価額がそのままおられます。

次に固定資産課税台帳に登録された評価額について不服がある場合は3月30日までに奈良市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。ただし昨年度分評価額がすえおかれている場合には審査の申出はできませんからご承知下さい。

奈良市の場合について

奈良市の市民税につきましては、「新聞紙上」等を通じてすでに存じのことと思いますが、課税方式は本文方式を、税率は標準税率を超えたものとし、税の総額において標準税率で算出した税額の約1.8倍という課税をしていたのであります。

この市民税額は、前記の例のA市の場合に近いのでありまして全国的に見ても決して高すぎる市民税ではありません。しかし、標準税率によっております大阪市や京都市の市民税と比較して見ますと、やはり1.8倍高くなりますので、できるかぎり市民税の負担を軽くし、市民の皆様に豊かな生活をしていただきますために、去る1月臨時市議会において「奈良市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」が可決され、昭和40年度分市民税から大市な減税をすることになりました。

これによりまして、昭和40年度分市民税は、標準税率の1.5倍でなく市独自の減税も併せ1.3倍の税率により課税することになりました。そしてなお将来は大阪なみの税率まで引下げる方針をとっております。

ご参考までに次の例で改正前の税率と改正後の税率で算出した税額とを比較して見ました。

(一例)
年間給与収入額 750,000円
社会保険料 38,746円
生命保険料 12,240円
扶養親族 4人(妻と子供3人 15才以上1人 15才未満2人)の所得のある方について見ますと

年度別	市民税		
	所得割	均等割	合計
39年度分では	17,730	400	18,130
40年度分では	11,660	400	12,060
差引減			6,070

このようにこのたびの税率改正で大いに減税されることとなりますが、あなたが全部の方がこのように減税されるのでなく、所得の高額な方は減税の割合が少くなります。それは改正税率が標準税率に対する超過負担の割合をどの所得の階層にも0.3倍とし、超過負担の公平を図ったことによるものであります。

なお、改正された税率は次のとおりです。

課税所得金額	税率	速算控除額
15万円以下の金額	2.6%	—円
15万円をこえる金額	3.9%	1,950
40万円	5.2%	7,150
70万円	6.5%	16,250
100万円	7.8%	29,250
150万円	9.1%	48,750
250万円	10.4%	81,250
400万円	11.7%	133,250
600万円	13.0%	211,250
1,000万円	14.3%	341,250
2,000万円	15.6%	601,250
3,000万円	16.9%	991,250
5,000万円	18.2%	1,641,250

納税をすすめるための標語を募集いたします。

自から進んで税金を納める気持を養い、市税の収納が円滑に行なわれることを願って一般市民の方々から次のとおり「納税をすすめる標語」を募集いたします

△募集期間 3月15日から4月15日まで

- △応募要領
- イ 官製はがきを使用のこと
 - ロ 応募点数に制限はありませんが、自主納税その他納税意欲をたかめることを強調したものであること
 - ハ 応募者の住所、氏名、年令、職業を明記のこと

△賞 推選 1点
特選 2点
準特選 3点
それぞれ賞状と記念品を贈ります。

△送付先 奈良市税務部収税課
奈良市東寺林町38

△発表 5月上旬
「奈良市民だより」で発表します。

市税の納付は 南 奈良市金庫
お近くの 南都銀行

市・県民税に申告について

市・県民税の申告につきましては前号の「市民だより」でもお知らせいたしました。ただ今申告の時期が参っておりますので更にくわしくご説明いたします。なおそれに先立ちまして皆様の正しいご申告によりまして、課税或いは納税が円滑に進められますようご協力をお願いいたします。

市・県民税を納めなければならない人(納税義務者)というのは

1月1日現在市内に住所のある個人又は市内に住所がなくとも奈良市内に事務所や事業所或いは家屋敷を持つ個人です。ただし次に該当する方は課税されません。

- (イ) 昨年中に所得のなかった人。
- (ロ) 生活保護法による生活扶助を受けている人。
- (ハ) 身体障害者、未成年者、老年者又は寡婦で昨年中に所得が22万円までの人。

市・県民税の申告をしなければならない人(申告義務者)というのは

さきに納税義務者について説明しましたが、市内に住所のある個人は3月20日までに申告しなければならない義務があります。ただし、給与支払報告義務者(会社等)から1月1日現在において給料、賞金、歳費年金、恩給(一時恩給を除く)及び賞与などのような給与の支払を受けている人で、昨年中に上記の給与以外の所得がなかった人は申告する必要はありません。

しかし、給与支払報告義務者(会社等)が2月末日までに報告書を提出しなかった場合は、それらの会社等から給与を受けておられ、申告義務があると思われる方を指定しますから、期限までに必ず申告をしていただく必要があります。

本年度の申告について

さきに営業、農業、庶業その他の所得者で所得税を課せられる人(税金の還付を受けるものを含む)及び

県の事業税の対象となる人に対しましては、いづれも市・県民税の課税対象有資格者として申告用紙を郵送いたしました。(国、県、市三者共同発送)

上記の他に、昨年中に給与所得以外に所得がある人、或は所得税では失格者となっているが、昨年中に所得があると思われる人につきましては、市で住所氏名を記入した申告用紙を、又昭和39年中に新たに所得があった人及び転入してこられた方で、申告の必要がある人につきましては、無記名の申告用紙を各自自治会を通じお届けいたしておりますのでそれによりご申告下さいますようお願いいたします。

税務署、県税事務所、市役所の共同納税相談所は

3月15日まで税務署で

ここでは所得税、事業税、市・県民税の納税についての相談や申告の受付をいたします。
毎日午前9時から午後5時まで(ただし日曜日と土曜日の午後は休みます)

県税事務所と市役所の共同納税相談所は

3月16日から3月20日まで、県税事務所(税務署の向い側)で

ここでは事業税と市・県民税の納税についての相談や申告の受け付けをいたします。
毎日午前9時から午後4時30分まで(ただし土曜日の午後は休みます)

虚偽の申告と不申告について

市・県民税の申告書に虚偽の記入をして提出したときや市・県民税の申告或は所得税の更正や決定による申告が正当な理由もなく申告されなかった場合には、法律などに罰則規定がありますので充分ご注意ください。申告書の書き方などでわからない方は、3月20日の申告期限までに、なるべくお早く市役所税務第一課へ印鑑をご持参の上で相談にお越し下さい。

所得税の更正又は決定があった場合には

市・県民税決定額は6月15日に通知することになっておりますが、その後所得税の更正又は決定があったときは、その通知を受けるか又は送付を受けた日から10日以内に申告しなければならないことになっておりますので、必ず申告をして下さい。

昭和40年度

固定資産税、市・県民税の納期は次のとおりです

市県民税		固定資産税	
第一期分	6月15日～6月30日	第一期分	4月15日～4月30日
第二期分	8月15日～8月31日	第二期分	7月15日～7月31日
第三期分	10月15日～11月1日	第三期分	11月15日～11月30日
第四期分	1月15日～1月31日	第四期分	2月15日～2月28日
	× × × ×		× × × ×

市税の納付は市役所、各出張所及び連絡所、南都銀行本店、三栄相互銀行、奈良市信用金庫、各地区の農業協同組合へ期限までに納めて下さい。

特別徴収義務者の方に

△給与支払報告書の用紙は

去る12月中にそれぞれの事業所、商店等にお送りいたしておきました。

万一まちがって届いていないときは早速お知らせ下さい。

又給与の支払をうける者が少い小規模の商店、事業所でも申告していただかなければなりませんから用紙が届いていないときはお申出下さい。

△給与支払報告書を提出していない場合は

特別徴収では給与所得者は市・県民税の申告を自らする必要はありませんが、事業所、商店等の給与支払者が報告書を提出しない場合は法律上の罰則規定が定められておりますので必ず報告書を提出して下さい。

なおどうしても事業所や商店から報告書が提出されないときは給与を受けている個人に対して市の

方から申告書の提出を指定いたしますので、その節は期限までに必ず申告して下さい。

給与所得者である勤務者の方へ

住所を奈良市に移したときは

昨年中に住所を奈良市に移され本年1月1日現在奈良市に住んでおられます方は勤務先での住所変更を忘れず、給与支払報告書を奈良市に提出するよう念のためご確認願います。

給与所得以外に所得のあるときは

給与所得以外に配当、不動産譲渡等の所得のある方はそれら給与所得以外の所得について普通徴収の申告をしていただきます。

申告書の用紙は町内の自治会長さんを通じて配布いたしておりますが、不足のときはお知らせ下さい。

(市税のあらまし)

税の種類	あらまし	38年度決算額(39年度予算額)	ご注意
市民税(個人)	前年中の所得に応じ課税される所得割と、均等割とがあります。	394,326 (570,132)	申告は必ず3月20日までにして下さい。
市民税(法人)	法人税額に基づいて課税される法人税割と、均等割とがあります。	112,690 (116,726)	申告は必ず事業年度終了の日から2ヶ月以内にして下さい。
固定資産税	市内にある土地、家屋及び償却資産の所有者に課税されます。	325,133 (369,306)	課税台帳の縦覧期間 3月1日～20日
都市計画税	市内にある土地、家屋の所有者に課税されます。(この税は都市計画事業又は土地地区画整理事業の費用に充てられます。)	31,986 (37,056)	この税は上記の固定資産税と同時に課税しております。
軽自動車税	市内にある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に課税されます。	16,213 (17,300)	新規に所有されたときは標識(ナンバープレート)の交付をすぐにお受け下さい。廃車や車体変更又は他にゆすり渡されたときは15日以内に必ずお届して下さい。
市たばこ消費税	日本専売公社が市内のたばこ小売店などに売渡した本数に応じて公社に対し課税されます。	92,442 (115,102)	たばこは出来るだけ市内でお買い求め下さい。
電気ガス税	電気又はガスの使用者にその料金に応じ課税されます。ただし、この税金は、電力会社又はガス会社を通じて徴収されております。	70,452 (74,988)	
木材引取税	素材の引取りに対し、山元における価格に応じて、その最初の引取者に課税されます。	969 (279)	納税義務が発生した日から10日以内に申告し、税金を納付して下さい。

申告書の提出期限(3月20日)までに申告されないときには

申告書を3月20日までに提出しなかった場合には、次に列記するような諸控除をいたしませんから税金で多額な損をすることになります。

- 雑損控除、医療費控除
- 社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除

なお、期限内に提出された申告書であっても、控除についての事項が記入されていない場合には、やはり控除することが出来ませんので、記入もれのないよう充分ご注意ください。

△申告を期限内にされた人とそうでない人との市・県民税について次の例によって比較してみましょう。

- (例) 営業所得金額 400,000円
- 扶養親族 3人(妻と15才以下の子供2人)
- 生命保険料 15,000円

社会保険料 10,000円の場合	
(下図のようになります)	
(ご注意)	
申告をしなければならない方で、若し期限までに申告がなかった場合には、本年は市の税務第一課の方で一応均等割だけの納税通知書をお送りいたします。	
申告した場合	申告しなかった場合
7,450円	16,840円
県民税 2,960円	県民税 6,300円
市民税 4,490円	市民税 10,540円

りいたすこととしておりますが、その後で調査をいたします。その結果所得がありましたら、更正決定をすることとしております。もち論その場合には前記のように諸控除を認めることは出来ません。

市・県民税の特別徴収について

これは給与所得者を対象としたもので、勤務している会社、事業所、商店等の給与支払者から提出する給与支払報告書に基づいて課税し、その税金を10回に分割して給与の中から差引き、給与支払者が特別徴収義務者となつて納税する方法であります。

本年1月1日現在において給与を支払つておるもので、その給与の支払をするときに所得税の源泉徴収をする義務のある者はその給与の支払をうけている者が奈良市に住所のある者については、その者の昨年中の給与所得等について給与支払報告書を市役所税務第一課へ提出して下さい。

よろず心配ごとの相談は

家庭のもめごと、生活相談、身上相談
何でもご相談にお越し下さい。
毎週月曜から金曜まで 午前9時～午後4時
奈良市中心配ごと相談所
市内西木辻八軒町(八軒町バス停前)

市民相談日は毎月旺

みなさんの生活につながる市政の各方面におおつて、何なりとご相談に応じています。
相談にお越しの方は 市役所正面玄関受付へ申出て下さい。(秘書課広報係)

行政苦情の相談には

国や役所や公社公庫のしている 仕事についての苦情相談は
下記の行政苦情相談協力委員に申出て下さい
・下御門町21 日井 明
・中院町8 信貴 順治

税金は日がけ月がけ

ためる貯蓄でためない税金

納税貯蓄組合を結成しましょう

どなたでも一度に多額のお金を支出することは、なかなかむづかしいことですが、これを何回かに分ければ案外楽にすむものです。

このことは会社や官庁から給与を受けている人が月々の給与から源泉徴収として差引かれ、あまり苦にしないで一年間の税金を完納しているのを考えてもわかります。

税金は納期がきてから、或は滞納になってからでなく、納期がこないうちに、月掛、日掛などで、納税貯蓄をしておけば、割合苦勞しないで完納出来るわけです。

とはいうもののこれだけでは一人

だけのがんばりで、あまり魅力もありません。

そこで町内や近所の人々が集って世話人をきめ、集金の方法などを約束しあって、みんなで歩調をそろえて納税を合理的なものにしようと考え、最も好ましいことで、法律でも納税貯蓄組合を奨励し、色々の特典を認めております。

納税貯蓄組合を作るには

市・県民税、固定資産税、軽自動車税を納める義務のある方が30人以上集まって、組合長、理事、会計係等をきめ組合運営の必

要な事項等規約(規約の例は市役所収税課に用意してあります。)を定めて、納税貯蓄組合設立認可の申請書を市長に提出し「て下」さい。

奈良市の納税貯蓄組合の特長と特典

- (1) 組合長がその組合員の税を一括して納期内に納めます。
- (2) 新規に組合が設立されたときは組合員30人以上の場合
3,000円
50人以上の場合
5,000円
が交付されます。
- (3) 組合の事務に必要な経費を補助するため次の補助金が出ます。
・納期内に納付した期別ごとの納付書1枚につき3円
・納期内に納付した市税額の100分の3の金額の合計額

(4) 納税貯蓄組合預金の利子は普通預金よりも高くなっています。

組合のしごと

組合では組合員のため次の仕事をします。

- (1) 税金とその令書を取りまとめ市の金庫及び公金取扱銀行に一括して納付します。
- (2) 納税貯蓄をする場合は
イ) 貯蓄のとりまとめ(大きな組合は班に分けて班毎にするのがよいと思います)
ロ) 集まったお金を金融機関に預金する。
ハ) 各人の税金の令書、預金通帳を金融機関に預け納付を委託します。
- (3) 金融機関を定め納付委託することを依頼します。

(4) 貯蓄の方法は組合員が自分の納める年税額の13割程度を日掛、月掛等適宜な方法で班毎にとりまとめ(なるべく集金は輪番が理想です。)代表者の方が組合員別の口座で預金します。

(5) このほか組合では補助金の収支や、組合員の移動の届出、その他総会のことなどの仕事をします。

× × × ×

市民の皆さん 納税に便利でその上補助金の交付をうけられる納税貯蓄組合を結成して下さい。組合を作ることにしての色々のご相談は奈良市税務部収税課にご連絡下さい。いつでも係員が、くわしく説明いたします。

御存じですか!!

税金を前納すると

有利な報奨金が貰えます

税金を前納するというのは、納期にあたっては税金を納めるときにそれから後の納期にかかる税金も併せて納めることをいいます。

それでは、前納したらどれくらいの報奨金が貰えるかといえますと、納期月数1ヶ月に1歩(1/100)の割合で、丁度年利1割2分の利子と同じ割合で銀行利子の2倍以上になります。その上銀行利子と違って報奨金は、納税と同時に支払いますから利子の前渡しと同じです。こんな有利な制度は一寸他に例のないことですから、皆様もどしどし利用して下さい。

そしてなるべく、固定資産税も市・県民税も第一期分の納期に一年間の税金を全部納めてしまえば、手間も一度ですみ、報奨金も貰えるという一石二鳥であるばかりでなく、市

役所でも手間ははぶけて、それだけ人件費の節約ともなり、ひいてはこれが又市民皆様の負担の軽減ともなるのです。

前納月数の多いほど報奨金は多くなります。第1期分を納めるときに1年分を全部納めた場合の例を下に示しましたが、今かりに第2期分の納期のとき、3、4期分を併せて前納した場合にも勿論報奨金は支払いますが、3、4期に対する前納月数が少なくなるためそれだけ報奨金も少なくなります。

このような規定になっていますので、なるべく前納月数の多い第1期分の時に前納するのが一番有利です。尚納税組合員である人が、上記のように前納されますと納税組合運営補助金は規定どおり別途組合に支払うのは勿論のこと、その上納報奨金は即時上記のとおり支払います。

そこで具体的に報奨金の額がどれくらいになるか例をあげてみますと

一年間の税金を一万円であったと仮定して計算してみましょう。

固定資産税の場合

第一期分の納期内(4月15日~4月30日)に、2、3、4期分を併せて同時に納めたときは、

期別	税額	前納月数	報奨金額
第一期分	2,500円	なし	なし
第二期分	2,500円	3	2,500円 × 1/100 × 3 = 75円
第三期分	2,500円	7	2,500円 × 1/100 × 7 = 175円
第四期分	2,500円	10	2,500円 × 1/100 × 10 = 250円
計	10,000円		500円

報奨金額 500円

市・県民税の場合

第一期分の納期内(6月15日~6月30日)に、2、3、4期分を併せて同時に納めると

期別	税額	前納月数	報奨金額
第一期分	2,500円	なし	なし
第二期分	2,500円	2	2,500円 × 1/100 × 2 = 50円
第三期分	2,500円	4	2,500円 × 1/100 × 4 = 100円
第四期分	2,500円	7	2,500円 × 1/100 × 7 = 175円
計	10,000円		325円

報奨金額 325円

市税のあらましとその使いみちについて

昭和39年度の会計年度はこの3月31日で終り、4月1日からは新しい昭和40年度が始まります。

なお市役所の昭和39年度のすべての収入や支払が3月31日ですっきり整理されると言うわけにはまいませんので、5月末日までに全部の収支が完了するよう2ヶ月の余裕が認められています。5月31日が出納閉鎖の日というのはそのことであります。ここに昭和38年度の会計について説明いたしますのは昭和39年度についてはまだ会計決算が完了していないからであります。

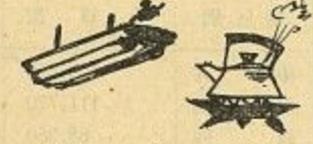
市税のあらまし

市の税金は地方税法や市の税関関係の条例などによって課税され徴収されることは皆様よくご存じのことですが、現在の本市の市税のあらましを左側の表でご覧下さい。

そのほか、文化観光施設税を観光客に対し課税していましたが、この税は昨年9月で期限が切れましたので、現在は徴収していません。

次に昭和38年度決算による市税の構成割合と、市民1人当り平均額を示します。右の表のとおりであります。その基礎となる数字は

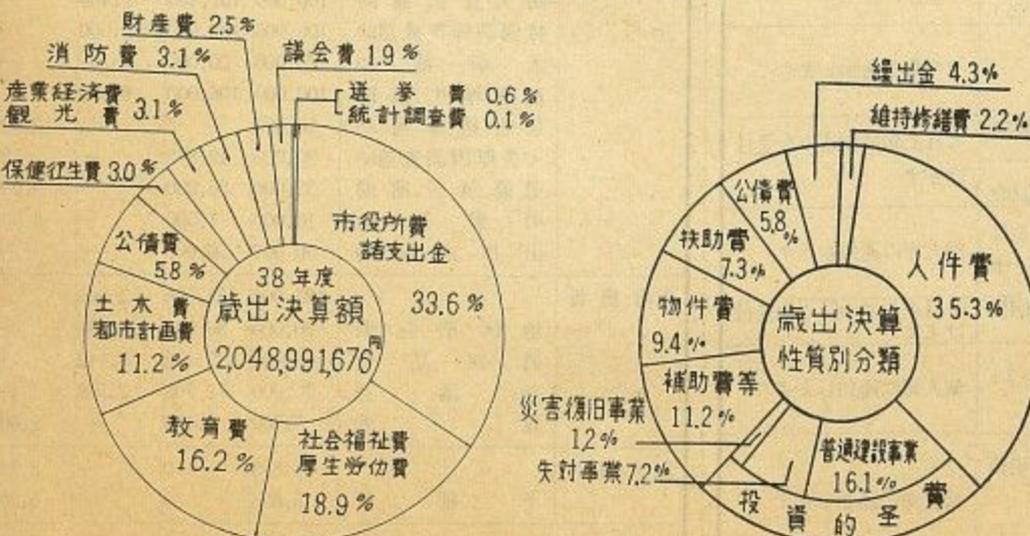
昭和38年度市税決算額	1,048,480,836円
昭和39年3月現在人口	152,616人



	構成割合 (1人当り額)
市民税 (個人・法人)	48.4% (3,322円)
固定資産税	31.0% (2,130円)
市たばこ消費税	8.8% (606円)
電気ガス税	6.7% (462円)
都計画市税	3.1% (210円)
軽自動車税	1.5% (106円)
木材引取税・他	0.5% ((34円))

市税の使いみち

市の収入は市税のほか国庫支出金、地方交付税、市債その他各種のものがありますが、昭和38年度一般会計の決算によりますと、その総収入の50.8%を市税が占めております。そして残りの49.2%の収入とを合わせて市の各種の経費をまかなっているわけです。ご参考までに昭和38年度一般会計歳出決算を費目別と性質別に図表にしてみました。この図表によって皆様の税金がほぼどのように使われているかおわかりになるものと思います。



住居表示整備事業について

(その2) 前号のこの市民だより(昭和40年1月1日発行)で住居表示整備事業について全般的な説明をいたしましたが、表示整備に関連してご参考になる事項を機会の許す限り説明することにいたしました。

行政町名と通称町名について

みなさんは、自分の住んでいる町の名称が行政町名であるか、通称町名であるかご存知ですか。私たちが、ふつう、住所を人に教えたり、またある物の所在地を人に教えてもらったりする場合、奈良市〇〇町というふうに申しますがこの町名が、行政町名であったり、通称町名であったりするので、それでは行政町名と通称町名とがどうして入りまじって存在しているのかを説明いたしましょう。

行政町名というのは

これは、不動産登記法において、土地を特定するため、地押順に土地番号が付けられている一画(地番区域といふ)の町名が、行政町名であります。

戸籍法においても、当初は、戸籍制度を採用していましたが、明治31年に行なわれた法の全面的改正によって、地番制度を採用するようになりました。このように、財産の保有上や戸籍の表示上に使用されている基本的な町名が、行政町名と言えます。

私達が戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明、自動車運転免許証などを交付してもらった場合、そこに記載されている町名が、行政町名であります。また、不動産の登記をする場合とか売買契約書などを作成するときその他、いろいろの法律行為をする場合に使用される町名が、行政町名であります。

通称町名というのは

行政町名の頭や末尾に、東西南北など方位を示す用語や丁目などの順位を示す用語をつけ、または、小字名や俗称などを用いて呼称する町名に通称町名が多くみられます

この通称町名は、さきに行政町名の説明であげたような公証書類には使うことができません。しかし、日常、私達が住所や物の所在を表示する場合には、大いに利用しているのです。郵便物や諸種の通知物、あるいは電報の配達なども通称町名を使

って行われています。つまり、市民の生活上、各種行政官公署などの便宜上、必要にせまられて発生したものと云えましょう。

× × × ×

行政町が、どのように通称町に分けられているか一つの例をあげて説明いたしますと、……

奈良市法蓮町は行政町名であります。私達が、法蓮町に存在する住居を人に教えるとき、法蓮町〇〇番地と言ってみるところで、その人にその建物の所在がはっきりわかる管がありません。法蓮町は非常に大きな町区域をもっています。広大な面積の中の一点である番地を示したところで、わからないのが当然なのです。このように、広すぎることから、いろいろの不便が生じてくるため、地形や習慣やその他社会生活をいとなむうえでつながりなどを考え合せて、法蓮町を適当な規模で、こまかく割っています。これらが、通称町で、現在法蓮町は二十五の通称町によって細分化されています。ほかにもこのような例は多くあり、高畑

町が二十五ヶ町に、三条町が十四ヶ町に、紀寺町が十四ヶ町に、それぞれ細分化されています。

このような例とは逆に、行政町が小さすぎるため、数ヶ町が統合されて通称町名になっている場合があります。たとえば、橋本町と樽井町が一つになって橋本町と通称され、角振町と角振新屋町が一つになって角振町と通称され、東木辻町と三棟町が一つになって東木辻町と通称されています。

× × × ×

以上説明いたしましたことから、行政町名と通称町名の存在することや、何故存在しなければならなくなったかということがおわかりになったと思います。さらに、私達が住所として呼びならしてきた町名と、住民票や、自動車運転免許証に記載された町名とが違っていたりする不思議さがご理解いただけたことでしょう。

つまり、結論としては、現在までの町の区画が一定の方式も基準もなしにつくられていたことが原因として、広すぎるとか、狭すぎるとかの不便が生じたために、町名には、

昭和40年度

予防接種は次の計画で行ないます

衛生課では昭和40年度の予防接種の計画を下表のようにいたしておりますのでお知らせいたします

これは皆様からその都度色々お問合せがありますので前もってお知らせするもので、又突発的な事情のため特別の処置をとることが起ることもあります計画としては次のとおりであります。

1. 接種を行う日時や場所又は申込みの受け付けについてはその都度お知らせします。
2. 個人宛に通知する接種については接種を受ける者の名簿を作りますので接種の直前に市内に入転して来られました方には通知できないことがありますから、通知の届かない方は直接会場に申出て下さい。
3. 希望者に接種を行なうときは必ず申込んで下さい。
4. 他の病院又は医院で接種をうけられましたときはその証明書又は母子手帳(接種事項を記載してあるもの)を衛生課へお示し下さい。
5. 接種のとき、又はお問合せにお越しのときは母子手帳は必ず持って来て下さい。

実施又は申込みの時期	予防接種の種類	対象	接種の方法	備考
4月上旬	種痘第1期	昭和39.7.1~39.12.31生れの者	接種後6日~8日の間に検診します	個人宛に通知します
4月中旬~6月上旬	腸チフスとパラチフス混合第1期(初回免疫)	3才以上4才未満	5日~10日の間隔で3回接種	接種の会場で直接申込んで下さい
	第2期(追加免疫)	4才以上60才未満	1回接種(毎年追加する)	
5月上旬	小児マヒ第1回目	昭和39.7.1~39.12.31生れの者	1回のみです	その都度通知します
	生ワクチン第2回目	昭和39.2.1~39.6.30生れの者		
6月中旬~7月中旬	日本脳炎初回免疫	1才以上60才未満	7日~10日の間隔で2回接種	5月上旬に申込みを受け付けます
	追加免疫		1回接種(毎年追加)	
9月上旬~9月下旬	種痘第1期	昭和40.1.1~40.6.30生れの者	接種後6日~8日の間に検診します	個人宛に通知します
	第2期	昭和41年度小学校入学予定者		
10月上旬~11月中旬	インフルエンザ(希望者に)	生後3ヶ月以上の者	1週間毎に2回接種します	9月上旬に申込みを受け付けます
11月下旬	小児マヒ第1回目	昭和40.1.1~40.6.30生れの者	1回のみです	個人宛に通知します
	生ワクチン第2回目	昭和39.7.1~39.12.31生れの者		
12月上旬~2月中旬	ジフテリアと百日咳混合第1期	昭和39.7.1~40.6.30生れの者	3~4週間毎に3回接種	個人宛に通知します
	第2期	昨年第1期接種を済ました者	1回接種	
	第3期	昭和41年度小学校入学予定者	1回接種	

行政町名と通称町名とが入りまじって存在するという事になったわけでありませぬ。

ですから、町の区画をはっきりし町の大きさを平均された適正な規模には正すれば、広い狭いの不便はなくなり、行政町名と通称町名の区別もなくなって正しい公称町名に統一されることとなります。

では、今までに何故町区画の合理化がなされなかったかということになりますが、これは、明治十四年に公布された「各地ニ唱フル字ハ漫ニ改称ス勿ラシム」という法律や、さらに、昭和十九年に公布された「市町村ノ区域ニ於ケル町又字ノ名称又ハ区域ノ設定又ハ変更ニ関スル件」という法律で制約があったことそれに、この仕事には、地番整理等複雑、困難な問題が伴いますので、余程の事情がない限り着手できなかったわけでありませぬ。しかし、昭和

三十七年に「住居表示に関する法律」が公布されましたので、この法律に基づき、今後は、これらの不合理な点が正しい姿に改められていくことになると思います。この新しい法律に基づいて仕事が進められ、適正な町区画、町名が完成すれば、これまでのような不都合がすべて解消いたします。

この事業が開始されますと、古くから皆さんがお使いになっていた町名が変わったり、町区画の変更によって、今まで一町の町内に住んでいた人が、別の町内に入ってしまうなどという現象が生じてくることもありませぬ。私達の奈良市を住みよい町にするためには、これらの一時的な混乱は耐えなければならぬものと思われませぬ。

この仕事には、皆様のご理解とご協力が是非必要でありますので、よろしくお願いたします。

奈良市消防後援会の昭和39年度収支決算を評議員会の議決を経てここに報告いたします。

昭和40年2月5日

奈良市消防後援会

会長 小山 恭二

会員各位

昭和39年度 歳入歳出決算書

歳入合計	806,570円
歳出合計	799,418円
差引残額	7,152円

(昭和40年度繰越金)

歳入決算内訳書

歳入総額	806,570円
1. 昭和39年度会費	800,865円
2. 昭和38年度より繰越金	3,823円
3. 雑収入(預金利子)	1,882円

会費の内訳

地区別	予算額	決算額	予算に対する比較	
			増	減
椿井	100,550	101,070	520	—
飛鳥	111,770	111,855	85	—
鼓阪	88,980	88,980	—	—
済美	127,760	127,760	—	—
佐保	149,390	149,390	—	—
大宮	84,920	85,000	80	—
都跡	51,280	51,280	—	—
平城	35,200	35,260	60	—
東市	31,270	31,270	—	—
大安寺	18,880	19,000	120	—
合計	800,000	800,865	865	—

歳出決算内訳

科目	節	予算額	決算額	予算に対する比較	
				増	減
1. 事業費	少年消防クラブ育成補助	615,500	610,812	—	4,188
	教養講習補助	10,000	7,200	—	2,800
	団運営補助	60,000	71,840	11,840	—
	防火宣伝補助	100,000	107,400	7,400	—
	特別訓練警戒補助	100,000	101,000	1,000	—
	表彰補助	20,000	20,000	—	—
	福利厚生補助	100,000	106,000	6,000	—
	災害見舞補助	10,000	0	—	10,000
	火災原因調査補助	20,000	19,872	—	128
	退職慰労補助	35,000	26,000	—	9,000
	弔慰補助	10,000	1,500	—	8,500
	出初式補助	50,000	50,000	—	—
	2. 事務費	地区消費	185,000	188,606	3,606
消耗品費		80,000	80,086	86	—
会議費		30,000	33,412	3,412	—
雑費		70,000	72,708	2,708	—
3. 予備費	予備費	5,823	0	—	5,823
	予備費	5,823	0	—	5,823
歳出合計		805,823	799,418	—	6,405